熊谷市告示（乙）第　２３７　号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により熊谷都市計画地区計画を変更したので、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定に基づき次のとおり告示し、同条第２項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和８年１１月２０日

熊谷市長　小　林　哲　也

１　都市計画の種類及び名称

種類　熊谷都市計画地区計画

名称　ソシオ流通センター駅周辺地区地区計画

新堀スマートエコタウン地区地区計画

２　都市計画を変更した土地の区域

ソシオ流通センター駅周辺地区地区計画：佐谷田及び太井の一部

新堀スマートエコタウン地区地区計画：新堀の一部

３　縦覧場所

熊谷市都市整備部都市計画課